

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>特例輸入者・特定輸出者承認内容変更届（C-9030）</p> <p>＜記載事項＞</p> <p>変更届には、届出者の<u>氏名又は名称、住所、輸出入者符合並びに承認番号</u>及び<u>承認年月日</u>を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第7条の5第1号イからホのいずれか又は第67条の4第1号イからニのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。</p> <p>＜提出の時期＞</p> <p>承認に係る内容のうち、承認者の<u>氏名又は名称、住所、貨物の蔵置（予定）場所、積込港（空港を含む。）</u>税関手続を委託している通関業者、<u>役員（代表者を含む。）</u>代理人又は主要な従業者（規則第1条の2第1号イ若しくは第9条第1号イに掲げる責任者又は規則第1条の2第2号イ若しくは第9条第2号イに掲げる者に限る。下記口において同じ。）及び法令遵守規則の内容（税関手続及び貨物管理に係る<u>手順書等</u>の変更に限る。）に変更があった場合には、その変更の後、<u>速やかに</u>提出する。</p> <p>＜添付書類＞</p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p> <p>イ 承認者の住所、氏名又は名称に変更があつた場合には、登記事項証明書（又は住民票の写し等）</p> <p>ロ 役員、代理人又は主要な従業者に変更があつた場合には、変更の内容を明示した書類（一覧表等）及び変更役員に係る履歴書</p> <p>ハ 法令遵守規則に変更があつた場合には、変更後の法令遵守規則</p> | <p>特例輸入者・特定輸出者承認内容変更届（C-9030）</p> <p>＜記載事項＞</p> <p>変更届には、届出者の<u>住所、氏名又は名称及び輸出入者符合並びに承認番号</u>及び<u>承認年月日</u>を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第7条の5第1号イからホのいずれか又は第67条の4第1号イからニのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。</p> <p>＜提出の時期＞</p> <p>承認に係る内容のうち、承認者の<u>住所及び氏名又は名称、貨物の蔵置（予定）場所、積込港、税関手続を委託している通関業者、貨物の管理を行っている者及び法令遵守規則の内容（税関手続の方法及び手順並びに貨物管理に係る事項の変更に限る。）に変更があった場合には、その変更の後<u>速やかに</u>、これら以外の事項の変更については、当該変更手続に併せて変更届を提出する。</u></p> <p>＜添付書類＞</p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p> <p>イ 承認者の住所、氏名又は名称に変更があつた場合には、登記事項証明書（又は住民票の写し等）</p> <p>ロ 役員（<u>代表者を含む。）</u>代理人又は使用人その他の従業者に変更があつた場合には、変更の内容を明示した書類（一覧表等）及び変更役員に係る履歴書</p> <p>ハ 法令遵守規則に変更があつた場合には、変更後の法令遵守規則</p> |